

# 令和6年2月議会

## 議案説明補足資料

ページ  
(右下)

### ○一般議案

- |   |                           |    |
|---|---------------------------|----|
| 1 | 福岡市千代音楽・演劇練習場             |    |
| ① | 指定管理者募集要項                 | 1  |
| ② | 文化振興部所管施設 指定管理者選定委員会 議事要旨 | 22 |

経済観光文化局



# 福岡市千代音楽・演劇練習場 (パピオ・ビールーム)

## 指定管理者募集要項

2023年9月

福岡市

(経済観光文化局文化振興部文化施設課)



# 目 次

	ページ
1 指定管理者制度の趣旨	1
2 管理・運営対象施設	1
3 指定期間	2
4 開館時間・休館日	2
5 管理・運営業務内容	2
6 管理・運営経費について	4
7 応募について	6
8 募集手続等について	7
9 選定について	9
10 選定後の流れについて	14
11 協定について	14
12 モニタリング	15
13 その他	17

## 1 指定管理者制度の趣旨

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、経費の節減だけでなく住民サービスの向上を図ることを目的とした制度です。

福岡市千代音楽・演劇練習場の指定管理者の指定にあたっては、広く事業者を募集し、管理運営について、制度趣旨を踏まえた創意工夫のある提案を募集します。

## 2 管理・運営対象施設

(1) 施設名：福岡市千代音楽・演劇練習場（以下「練習場」という。）

- ① 所在地 福岡市博多区千代1丁目15番30号
- ② 施設規模 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下2階、地上5階のうち地下1、2階部分
- ③ 施設面積 専有延床面積2,612.70㎡
- ④ 施設内容 地下1階：中練習室6室、小練習室8室、楽器庫7室、大道具室  
会議室、事務室、倉庫、更衣室、トイレ、ロビー、機械室  
地下2階：大練習室1室、倉庫、ロビー
- ⑤ 開館日 平成3年10月23日

(2) 施設の特徴

練習場は、パピオの地下1、2階部分に整備され、一体施設として市民に供している施設です。大練習室、中練習室、小練習室を備え、音楽・演劇・舞踊等の公演発表から個人や少人数のグループ練習まで可能で、稼働率も高く、毎年多くの市民の方に利用されています。

パピオは、西部ガス都市開発（株）が管理運営するオーヴィジョンアイスアリーナ福岡やパピオボウル等と一体となった施設であり、電気設備や消防設備等の共通設備については、管理者である西部ガス都市開発（株）（以下、管理者という。）が維持管理することとなっています。

(3) 設備に附属する備品

備品については、「備品台帳」のとおりです。備品については、無償で貸与します。

(4) 施設の利用状況（活動実績等）

		令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用人数		119,273人	34,791人	45,201人	71,532人
稼働率	大練習室	71.1%	56.2%	63.9%	59.4%
	中練習室	72.9%	52.2%	66.1%	70.1%
	小練習室	88.5%	67.8%	77.9%	81.2%

(5) 練習場の役割

千代音楽・演劇練習場（パピオ・ビールーム）は、「音楽、演劇等の活動の場を提供することにより市民の文化交流を促進し、もって市民文化及び地域のコミュニティ活動の振興に寄与する」ことを目的とした施設です。

この施設の役割は、市民や文化団体などに練習や発表の場を提供するとともに、練習場として広く市民に認知された文化施設として運営していくことです。

### 3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

※福岡市の施策によって、指定期間が変更となる可能性があります。

### 4 開館時間・休館日

#### (1) 開館時間

10:00 ～ 22:30

#### (2) 休館日

毎月第3水曜日、12月28日から翌年1月3日

### 5 管理・運営業務内容

詳細は別紙管理運営仕様書及び業務一覧を参照

#### (1) 施設の運営に関する業務

- ① 運営業務総括
- ② 受付・案内業務
- ③ 使用料の徴収事務
- ④ 施設ホームページの制作及び更新業務
- ⑤ 福岡市千代音楽・演劇練習場利用調整委員会
- ⑥ 施設職員に対するAED使用の教育・訓練
- ⑦ その他運営業務

#### (2) 施設の管理に関する業務

- ① 管理業務
- ② 警備業務
- ③ 清掃業務
- ④ ピアノ定期保守点検業務
- ⑤ 舞台吊物装置保守点検業務
- ⑥ 舞台音響設備保守点検業務
- ⑦ 舞台照明装置保守点検業務
- ⑧ 空調設備保守点検業務
- ⑨ 自動扉保守点検業務
- ⑩ 監視カメラ保守点検業務
- ⑪ 電話交換機保守点検業務
- ⑫ 建築物定期点検（劣化）業務
- ⑬ その他施設管理上必要とされる保守点検業務
- ⑭ 修繕等業務

#### <留意事項>

以下のパピオ全体に係る施設管理業務については、管理者が実施します。詳細は別紙管理運営仕様書及び業務一覧を参照してください。

- ① AED（自動体外式除細動器）点検等業務
- ② 警備業務（専有部分を除く）
- ③ 清掃業務（専有部分を除く）
- ④ 環境衛生管理業務（ねずみ・空気測定等）
- ⑤ 給排水衛生設備保守点検業務（受水槽他清掃、水質点検等）
- ⑥ 空調設備保守点検業務（専有部分を除く）
- ⑦ 自家用電気工作物保守点検業務
- ⑧ 消防用設備保守点検業務
- ⑨ シャッター保守点検業務
- ⑩ エレベーター保守点検業務
- ⑪ 自動扉保守点検業務（専有部分を除く）
- ⑫ 緑化管理業務
- ⑬ 塵芥処理業務
- ⑭ その他施設管理上必要とされる保守点検業務（専有部分を除く）
- ⑮ 修繕等業務（専有部分を除く）

### （3）指定管理者企画事業

企画事業とは、利用者や地域住民の満足度向上につながるものや、福岡市の文化施策を効果的に推進するものに関し、指定管理者へ企画・実施を求める業務です。（なお、企画事業で練習室等を利用する場合の回数、日数については実施協定で定めませんが、一般利用者の妨げにならない程度とします。その際、施設使用料は減免の対象とします。施設使用料の定めがない場所（練習室前のスペース等）を利用する場合は、別途協議を行います。）

経費は指定管理料に含みます。（利用者から一定の料金を徴収することは可。）事業の実施に際しては、本市の事前承諾が必要です。

- ① 利用者や地域住民の満足度を向上させること
- ② 福岡市の文化施策を効果的に推進すること

### （4）その他の業務

- ① 事業計画書及び収支予算書の作成
- ② 事業報告書の作成
- ③ （公財）福岡市文化芸術振興財団や他の文化施設等、関係機関との連携
- ④ 指定期間開始前の引継事務
- ⑤ 指定期間終了にあたっての引継事務
- ⑥ 緊急時対策、防犯・防災対策、暴力団対処マニュアルの作成及び職員指導
- ⑦ 施設の管理運営全般のマニュアル作成
- ⑧ 職員に対しての管理運営に必要な研修の実施
- ⑨ その他日常業務の調整

### （5）自主事業

管理運営業務の他にも、基本協定書締結後に、管理運営業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任により、自主事業を実施することができますので、積極的に検討してください



い。

費用は、指定管理者が負担しますが、利用者から一定の料金を徴収することも可能です。

なお、管理運営業務と自主事業は以下のように収支報告の仕方等に相違点がありますので、ご注意ください。

	管理運営業務 (市企画事業、指定管理者企画事業)	自主事業
収支報告	管理運営業務として	自主事業として
指定取消	対象	対象外
責任	市	指定管理者
リスク分担表	対象	対象外
市長会保険	対象	対象外
利用権限	施設の管理者として実施	施設の一利用者として実施
事業実施に伴う 施設の使用許可 申請	○施設使用許可の規定がある場所を使用 →利用許可申請は不要 ○施設使用許可の規定がない場所を使用 →目的外使用許可は不要	○施設使用許可の規定がある場所を使用 →指定管理者が施設の利用許可申請又は 目的外使用許可申請 ○施設使用許可の規定がない場所を使用 (目的外使用許可) →指定管理者が施設の目的外使用許可申請

#### (6) 災害への対応

災害発生時において、練習場が避難所として指定される可能性があることを了承するとともに、避難所として指定された場合には、初動対応などについて市と協議を行い、積極的に協力する必要があります。また、指定管理者は、災害時のマニュアルや対応できる体制を整備するとともに、災害に関する研修や避難訓練を実施するものとします。

#### (7) 指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

別添リスク分担表参照

#### (8) 使用料等の徴収に関する業務

詳細は別紙管理運営仕様書及び業務一覧を参照

- ① 使用料の調定、調定・収入簿の作成及び報告
- ② 納付書の交付
- ③ 現金による使用料の徴収（徴収委託）
- ④ 使用料還付に関する事務

※ 当該業務の実施に当たっては、福岡市音楽・演劇練習場条例、同条例施行規則、福岡市会計規則を遵守すること

## 6 管理・運営経費について

### (1) 管理・運営に関し本市が負担する指定管理料の上限

令和6年度・・・69,395千円

※実際にお支払する指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、指定管理者から応募時に提案された金額をもとに、毎年度、実施協定を締結する中で市と指定管理者の協議によって決定します。

※上記の上限金額については、修繕費及び備品購入費は含まれていません。

(2) 本市が支払う指定管理料に含まれるもの

指定管理料については、管理運営業務の執行に係る次の経費が含まれるものとして、その金額をお支払いします。なお、原則、余剰が生じた場合でも市への返納は不要です。

- ① 人件費
- ② 事務費
- ③ 管理費（光熱水費、保守管理費等）
- ④ 事業費（企画事業に関するものを含む）
- ⑤ 修繕費及び備品購入費

<光熱水費の取扱い>

- ・光熱水費については、管理者がパピオ全体の各光熱水供給会社と契約をしているため、電気、水道、冷温熱・給湯、ガスの請求については、使用料に応じた料金を管理者または管理者が契約している各光熱水供給会社へ支払っていただきます。

光熱水費の実績

(単位：円、税込)

—	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
電気代	5,480,157	4,074,411	5,056,128	7,812,298
水道代	1,663,023	701,408	505,087	601,315
冷温熱・給湯	14,941,390	14,248,648	12,666,301	13,182,047
ガス代	2,062	1,943	180	1,765
合計	22,086,632	19,026,410	18,227,696	21,597,425

<修繕費及び備品購入費の取扱い>

- ・修繕及び備品を購入する場合については、本来、市が直接行うべきものですが、指定管理者が臨機応変に対応できるよう、指定管理料のうち、一定額を修繕費及び備品購入費と定め、年度終了後の実績報告に基づき精算を行います。精算の結果、余剰が生じた場合は、市へ返納していただきます。
- ・修繕を行う場合は、原則、市との事前協議が必要です。
- ・指定管理料で購入した備品の帰属は、本市となります。

(3) 管理負担金

福岡市と管理者が締結している管理規約に基づき、共用部分に関する経費（清掃、警備等）及びパピオ全体として共同で負担する経費（消防設備、自家用電気工作物等）については、管理負担金として市が管理者に直接支払うこととしており、指定管理料には含みません。詳細は別紙管理運営仕様書及び業務一覧を参照してください。

(4) 指定管理料の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払います。

なお、支払方法については、毎月、お支払いします。(具体的な支払方法等は協定等で定め  
ます。)

(5) 施設使用料

施設の利用に際して利用者が負担する使用料は、福岡市の歳入になります。

(6) 経理

管理運営業務の執行に係る経理については、団体の他の業務に係るものと区別して明確に  
してください。

(7) 物品の貸与

練習場にある本市所有の備品は、無償で貸与します。

## 7 応募について

(1) 応募者の制限

① 法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

・個人での応募はできません。

・複数の団体により構成されるグループ（以下「グループ」という。）で応募することが  
できます。この場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表構成団体（他の団体は構成団  
体とします。）を定め、共同事業体内の責任分担を明確にしておいてください。

② 応募者の制限

次に該当する団体は、応募者となることができません。また、グループで応募する場  
合の構成団体となることもできません。

a 福岡市契約事務規則（昭和36年福岡市規則第16号）第2条第1項及び第2項に規定  
するもの

b 団体（任意団体にあつてはその代表者）が、所得税、法人税、消費税、地方消費税  
及び本市市税を滞納している場合

c 自らの責めに帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の指定の取消しを受けた  
者

d 団体又はその代表者が、次のいずれかに該当する者

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること

イ 暴力団員が実質的に運営していること

ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用しているこ  
と

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る  
契約を締結していること

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること

e 団体及びその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者と  
して関係機関に認定された日から2年を経過しないもの

## (2) 留意事項

### ① 接触の禁止

選定委員、本市職員及び募集関係者に対して、本件応募についての接触を禁じます。  
接触の事実が認められた場合は、失格となることがあります。

### ② 重複応募の禁止

応募1団体（グループ）につき、応募は1件とします。複数の応募はできません。

### ③ 応募内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

### ④ 虚偽の記載をした場合の無効

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

### ⑤ 応募書類の取扱い

応募書類は、理由のいかんを問わず返却しません。

### ⑥ 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式1）を提出してください。

### ⑦ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、団体の負担とします。

### ⑧ 応募書類の追加

市が必要と認める場合は、追加して書類の提出を求めることがあります。

### ⑨ 提出書類の取扱い・著作権

団体の提出する書類の著作権は、それぞれ作成した団体に帰属します。

なお、練習場の指定管理者の選定後、事業計画書の内容について、情報公開請求があった場合、また、その他市長が必要と認める時には、本市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

## 8 募集手続等について

### (1) 指定管理者の募集スケジュール

① 募集の周知	令和5年9月19日～
② 募集要項の配布	9月19日～11月7日
③ 募集説明会及び施設見学会の開催	9月29日
④ 募集要項に関する質問の受付	9月29日～10月13日
⑤ 募集要項に関する質問の回答	10月23日
⑥ 応募書類の受付	11月8日～11月15日

### (2) 指定管理者の募集手続

#### ① 募集説明会及び施設見学会の開催

募集要項に関する説明会を次のとおり開催します。参加申込書（様式2）に必要事項を記入のうえ、電子メール、郵送、F a xのいずれかでお申し込みください。

開催日時： 令和5年9月29日（金曜日） 午後4時から午後5時

開催場所： 福岡市千代音楽・演劇練習場（パピオ・ビールーム）

参加人数： 各団体 2名以内とする。

申込先： 問い合わせ先に同じ

申込期限：令和5年9月28日（木曜日） 午前12時まで

② 募集要項に関する質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

受付期間：令和5年9月29日（金曜日）～10月13日（金曜日） 午後5時まで

受付方法：質問書（様式3）に記入のうえ、問い合わせ先まで、電子メールに添付して送付してください。なお、F a xでの提出も受け付けます。

③ 募集要項に関する質問の回答

質問に対する回答は、説明会に参加した事業者及び質問を提出した事業者へ電子メール、郵送にて行います。（10月23日発送予定）

（3）応募書類の受付

応募時に次の書類を提出してください。

① 指定申請書（様式4）9部（原本1部、コピー8部）

グループによる応募の場合、代表構成団体及び構成団体が指定申請書を提出するとともに、共同事業体協定書（様式5）及び共同事業体連絡先一覧（様式6）を提出してください。

② 事業者に関する書類 9部（原本1部、コピー8部）

a 団体の概要（様式7-1）

b 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

c 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び過去2か年の事業報告書

d 法人にあっては、

i 当該法人の登記事項証明書

ii 法人税、消費税、地方消費税及び市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書

※課税されていない場合は、「納税にかかる申立書（様式8）」を提出

iii 貸借対照表（過去3年分）

iv 損益計算書（過去3年分）

附属書類

・製造原価報告書等の原価の明細・販売費及び一般管理費等の明細

・その他人件費が含まれる費用があればその明細

v 人員表（各決算期末の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数（パートタイマー、アルバイト）。なお、非常勤従業員数は、8時間で1人と換算してください。）

vi 役員名簿（氏名・フリガナ・性別・生年月日）（様式7-2）

vii 指定管理者又は管理に従事する者に資格が必要な場合は、その資格を有することの証明書

※共同事業体で応募する場合は、それぞれの構成団体の上記書類を提出してください。

※役員名簿により収集した個人情報については、指定管理者からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用します。

福岡市では、市の事務事業からの暴力団排除に向けて全庁を挙げて取り組んでおります。暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に対し、指定管理者の応募資格から除外する等の措置を行うこととしておりますので、ご協力の程お願い致します。

- e 地場中小企業の活性化に係る評価に関する申立書（様式7-3）
- f 福岡市における競争入札参加停止措置に関する申立書（様式7-4）
  - ※申立書の1で「(2) 該当がある」を選択した場合は、「福岡市における競争入札参加停止措置の概要（申立書）（様式7-5）」を提出してください。
- g 国または他の地方公共団体における競争入札参加停止措置に関する申立書（様式7-6）
  - ※申立書の1で「(2) 受けた」を選択した場合は、「国または他の地方公共団体における競争入札参加停止措置の概要（申立書）（様式7-7）」を提出してください。

③ 提案書 各9部（原本1部、コピー8部）

- a 管理運営業務の事業計画書（様式10-1～様式10-11）
  - b 人員配置（様式10-2）
  - c 管理責任者の経歴（様式10-2）
  - d 管理運営業務の収支予算書（様式11-1）及び経費縮減効果（様式11-2）
- ※事業計画書には、応募団体名（共同事業体名、構成団体名を含む。）及びそれが推定されるもの（ロゴ、企業グループ名、ブランド名等）は記載しないでください。
- ※他社の提案書等の一部を転用する場合などについては、必ず出典元の下承が得られているなど著作権について問題ないことを提案書に記載してください。提案書が著作権法違反などに該当する場合、選定前であれば応募資格は認められず、指定後であれば指定の取消しに該当する場合があります。

④ 指定管理（指定管理施設・文化施設）実績（施設名、指定期間、指定の取消しの有無）を記載した書類（様式10-9）（他都市での指定管理の実績も含む。）

- ⑤ 応募の制限にかかる申立書（様式9） 各9部（原本1部、コピー8部）
  - ※グループでの応募の場合は、構成団体すべてについて提出してください。
- ⑥ 暴力団排除に関する誓約書（様式9-1） 各9部（原本1部、コピー8部）
  - ※グループでの応募の場合は、構成団体すべてについて提出してください。

(4) 応募書類の受付

応募書類を次のとおり受け付けます。

応募書類を次のとおり受け付けます。

受付期間： 令和5年11月8日（水曜日）～ 15日（水曜日）

午前9時～午後5時

受付方法： 福岡市役所14階文化施設課に、電子メールで送付するとともに持参してください。

受付先： 問い合わせ先に同じ（最終ページ参照）

## 9 選定について

### (1) 選定手続

指定管理者の選定は、公募型プロポーザル方式により審査を実施し、指定管理者の候補者を選定します。

## (2) 選定委員会

指定管理者の候補者を選定するため、福岡市経済観光文化局文化振興部所管施設指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置します。

選定委員会とは、

- ① 指定管理者の候補者の選定のため、選定基準や募集要項の検討を行う。
- ② 団体から提出される応募書類について、ヒアリングや実地調査などで詳細な内容を把握し、本市が選定するうえで参考となる意見を述べる。  
など、選定過程において、重要な役割を担う協議会です。

## (3) 選定の流れ

### ① 応募書類の確認（資格審査）

団体からの提出資料については、応募資格を満たしているのかを事務局で確認します。

### ② 選定方法

資格審査を通過した団体に対して、選定委員会によりヒアリング、実地調査を実施したうえで、提案された内容を総合的に審査します。（詳細については、別途通知）。

#### ・ヒアリング・実地調査の実施

開催日時： 令和5年11月下旬（予定）

開催場所： 福岡市役所（予定）

※ ヒアリングは匿名で行いますので、ヒアリング時には応募団体名を伏せた形でご対応ください。

※ ヒアリングの実施方法、実地調査の方法などの詳細については、別途通知します。

## (4) 選定における評価基準について

応募内容を以下の基準により審査します。

- ① 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。
- ② 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
- ③ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。
- ④ その他、市長が必要と認める基準。

評価基準及び配点

評価基準	評価の主な観点	配点
<p>I 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。</p>	<p><b>【1 基本方針】</b></p> <p>①設置目的を踏まえた基本方針となっているか。</p> <p>②基本方針に即した具体的な目標となっているか。</p> <p>③根拠（参考事例や他施設での実績等）のある実行可能性の高い、基本方針となっているか</p>	<p>15点</p>
<p>II 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。</p>	<p><b>【2 管理運営】</b></p> <p>①事業計画書の内容を履行できる人員体制となっているか。</p> <p>②業務実施体制など管理責任体制が適切であるか。</p> <p>③法令を遵守し業務を実行できる体制を整備しているか。</p> <p>④施設運営・施設管理に従事するにあたって、必要な研修や育成方法を具体的に計画しているか。</p> <p>⑤効率的な維持管理の考え方となっているか。</p> <p>⑥業務内容を確認したうえで、必要性が示された再委託計画となっているか。</p> <p>⑦施設の維持管理のための、業務の再委託における指定管理者としての点検・指導監督の方法等、具体的な方策を提案しているか。</p> <p>⑧利用者（出演者や観客等）に対して、公平な運営を行う考え方となっているか。</p> <p>⑨利用者の要望を踏まえたサービスの向上や利用促進に向けた情報発信など、利用者満足度を向上させる提案となっているか。</p> <p>⑩管理運営の基本方針に即した取組目標及び適切な目標達成度の確認方法を提案しているか。</p> <p>⑪定量的な活動指標及び成果指標を設定した提案となっているか。</p> <p>⑫事業計画書の内容を履行できる収支予算書となっているか。</p> <p>⑬経費縮減の取組は適切か。</p> <p>⑭経費の配分は適切であるか。</p> <p>⑮災害や急患等アクシデントが発生した際に、施設の被害状況の確認や避難者誘導、安全確保等を迅速に対応できるリスク管理体制となっているか。</p> <p>⑯個人情報保護について、十分な措置を講じているか。</p>	<p>55点</p>
	<p><b>【3 指定管理者企画事業】</b></p> <p>①福岡市文化芸術振興計画の重点施策を踏まえた提案となっているか。</p> <p>②社会包摂（障がい者、高齢者、子どもや子育て中の人、在留外国人、経済的弱者等）の観点に立った取組となっているか。</p> <p>③先進性や創意工夫を取り入れた提案となっているか。</p> <p>④利用者満足度を向上させる提案となっているか。</p>	<p>60点</p>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤管理運営の基本方針に即した事業目標及び適切な目標達成度の確認方法を提案しているか。</li> <li>⑥定量的な活動指標及び成果指標を設定した提案となっているか。</li> <li>⑦幅広い層の利用者を募るための効果的なPR・広報活動等が提案されているか。</li> <li>⑧文化施設として、各種団体（福岡市文化芸術振興財団、学校、地域団体等）との連携を意識した提案となっているか。</li> </ul>	
III 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。	<p><b>【4 団体評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①指定管理業務に活かせる類似する文化施設の業務実績がどの程度あるか。</li> <li>②安定的に施設管理運営ができる団体の体制や経営基盤となっているか。</li> </ul>	15点
IV その他、市長が必要と認める基準。	<p><b>【5 市政への貢献】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①高齢者や障がい者等の雇用拡大施策に貢献しているか。</li> <li>②市民の雇用拡大に貢献しているか。</li> <li>③従業員のワークライフバランス充実など、働き方改革の推進、男女共同参画の推進に貢献しているか。</li> <li>④その他、文化施策以外の市の施策に貢献すること。</li> <li>⑤本市に主たる事務所を有しており、かつ中小企業（みなし大企業を除く）であるか。</li> </ul>	15点
合計		160点

※上記の配点160点中96点を指定管理者の候補者とするための最低基準とする。最低基準を満たさない場合は選定しない。

※現在の指定管理者が応募した場合、指定管理期間中の管理運営業務の評価により、インセンティブ・ペナルティとして0%を別途加点する。  
(現指定管理者の評価結果については福岡市ホームページで公表しています。)

※令和6年4月1日から遡って5年の間に、本市での指定管理業務において、不適切な行為により「業務の停止」や「改善指導（厳重注意）」を受けた事業者については、当該不適切事案の概要（対象施設、内容、改善状況等）を選定委員に情報提供し、評価に反映する。

※福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止措置を受け、指定管理者募集の公告日に、競争入札参加停止の措置期間満了日の翌日を起算日とする競争入札参加停止の措置期間と同期間がかかる者（図1の1-②に該当する者）は、当該措置の指名停止

期間、起因となる事件の概要、その後の対応及び再発防止策等について、審査の際に選定委員に参考資料として情報提供するとともに-15点を減点する。

※国又は他の地方公共団体から競争入札参加停止措置を受けた者で、指定管理者募集の公告日前日までの過去2年間に、競争入札参加停止の措置期間がかかる者（図2に該当する者）は、当該措置を行った機関名、競争入札参加停止の期間、起因となる事件の概要、その後の対応及び再発防止策等について、審査の際に選定委員に参考資料として情報提供する。

【図1】

1. 福岡市の競争入札参加停止措置(※1)を受けた場合						
(※1) 福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止措置						
	<table border="1"> <tr> <td>応募資格の有無</td> <td>減点等対象か</td> <td>申立書必要か</td> </tr> </table>	応募資格の有無	減点等対象か	申立書必要か	公告日 (例)令和2年7月1日	
応募資格の有無	減点等対象か	申立書必要か				
1-①	公告日が福岡市の競争入札参加停止の措置期間中 応募資格なし	福岡市の競争入札参加停止の措置期間 (例) 4か月 (例) 指名停止期間：令和2年5月1日～令和2年8月31日				
1-②	公告日が福岡市の競争入札参加停止の措置期間満了日の翌日を起算日として競争入札参加停止の措置期間と同期間の間にある 応募資格有 <b>減点等対象</b> <b>申立書提出必要</b>	福岡市の競争入札参加停止の措置期間 (例) 3か月 (例) 指名停止期間：令和2年3月1日～令和2年5月31日	<b>福岡市の競争入札参加停止の措置期間と同期間</b> (例) 3か月			
1-③	公告日が福岡市の競争入札参加停止の措置期間満了日の翌日を起算日として競争入札参加停止の措置期間と同期間満了日の翌日以降 応募資格有 減点等対象外 申立書提出不要	福岡市の競争入札参加停止の措置期間 (例) 2か月 (例) 指名停止期間：令和2年3月1日～令和2年4月30日	福岡市の競争入札参加停止の措置期間と同期間			
2. 国・他の地方公共団体の競争入札参加停止措置(※2)を受けた場合						
(※2) 国及び他の地方公共団体の、福岡市競争入札参加停止等措置要領に相当する要領等に基づく、一般競争入札指名停止措置						
		過去2年間 (平成30年7月1日～令和2年6月30日)	公告日 (例)令和2年7月1日			
	(例) 平成30年7月1日					
2	公告日前日までの過去2年間に、国又は他の地方公共団体の競争入札参加停止の措置期間がある 応募資格有 <b>委員に情報提供</b> <b>申立書提出必要</b>	□□市の競争入札参加停止の措置期間 (例) 4か月 (例) 指名停止期間：平成30年6月1日～平成30年9月30日	△△市の競争入札参加停止の措置期間 (例) 指名停止期間：令和2年5月1日～令和2年8月31日			

## 10 選定後の流れについて

### (1) 審査後のスケジュール

- |                     |             |
|---------------------|-------------|
| ① 審査結果の通知           | 令和5年12月上旬予定 |
| ② 指定管理者の候補者の公表      | 令和6年1月上旬予定  |
| ③ 指定管理者の候補者との仮協定の締結 | 1月上旬予定      |
| ④ 指定管理者の指定（基本協定締結）  | 2月予定        |
| ⑤ 指定管理者との実施協定締結     | 4月予定        |

### (2) 審査結果等の通知及び公表

選定結果は、応募書類を提出した応募者に対して速やかに通知します。

なお、グループで応募した場合は、グループの代表団体あてに通知します。

(12月上旬予定)

また、選定の経過及び結果は、指定管理者の候補者を選定した後に、福岡市のホームページへの掲載等により公表します。

### (3) 指定管理者の候補者との協議

本市は、選定された指定管理者の候補者と細目を協議し、協議成立後、仮協定を締結します。

候補者との協議が成立しない場合は、次点の候補者と協議を行います。

なお、次点としての権利を有しているのは令和5年度末までです。

### (4) 指定管理者の指定

議会の議決後に、指定管理者の候補者を指定管理者に指定します。(令和6年2月予定)

### (5) 協定の締結

指定管理者の候補者は、議会の議決後に指定管理者として指定され、この指定の日から、先に締結した仮協定が本市との正式な協定となります。

### (6) 苦情の申立て

選定されなかった場合、選定結果に不服があり、選定過程に瑕疵があったことを説明できる者は、選定の結果通知を行った日の翌日から起算して10日(休日を除く。)以内に、市長に対して苦情の申立てを行うことができる。ただし、苦情の申立ては、原則として、指定手続きの執行を妨げるものではない。

## 11 協定について

選定された指定管理者の候補者との協議を踏まえ、仮協定を締結します。議会の議決後に候補者を指定管理者として指定するとともに、仮協定を正式な基本協定とします。

### (1) 基本協定

- ① 総則的事項
  - a 管理業務の基本的項目(指定の期間、施設の概要等)
  - b 収入及び経費の考え方

- c 実施協定の締結
- d 許認可に関する事項
- e 維持及び修繕の考え方 など
- ② 管理運営業務に関する事項
  - a 公正かつ透明な手続
  - b 指定管理者の責務
  - c 管理運営業務の範囲等
  - d 施設使用の考え方
  - e 備品類の取扱
  - f 文書等の管理に関すること
  - g 提案業務に関すること など
- ③ 指定管理料に関する事項
  - a 指定管理料等
  - b 指定管理料の支払方法
  - c 経理の明確化 など
- ④ 指定期間の終了
  - a 原状回復義務等
  - b 指定の取消し等
  - c 指定の辞退等 など
- ⑤ 不可抗力
  - a 準用 など
- ⑥ その他
  - a 公租公課の負担
  - b 秘密保持
  - c 個人情報の取扱い
  - d 災害時等における施設利用の協力に関すること
  - e 引継に関すること
  - f 暴力団排除に関すること など

## (2) 実施協定

基本協定に基づき、毎年度、本市が指定管理者に支出する指定管理料に関する事項等について、実施協定書を締結します。

なお、実施協定の締結にあたり、毎年度2月末までに事業計画書を市に提出いただきます。

## 12 モニタリング

### (1) モニタリングとは

モニタリングとは、指定管理者による公の施設の管理運営に関し、法令、条例、協定書、仕様書等で定めている施設の運営や維持管理に関する業務を指定管理者が適切に実施しているかどうか、指定管理者によって提供されるサービスの水準が市の要求水準を満たしているかどうか等について、指定管理業務の実施状況を、①点検（各種報告書、実地調査、利用者アンケート等の確認）し、②評価（指定管理者自己評価、市による評

価、評価委員会による評価)を行うことです。

本市は、指定期間中にモニタリングを実施します。なお、評価にあたり、指定期間中に1回以上、有識者・専門家等からなる評価委員会による評価を行います。

(2) 事業報告書等の提出

指定管理者は、毎年度終了後、地方自治法第244条の2第7項の規定に基づく事業報告書のほか、月次報告書、指定管理者自己評価シート(利用者アンケート結果を含む。)を提出いただきます。なお、事業報告書等の書式、記載項目等については、協定等において定めます。

(3) モニタリングの実施

モニタリングの実施時期や項目については、協定等において定めます。

(4) 業務の基準を満たしていない場合の措置

モニタリングの結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、本市は、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう通知や是正指示を行い、それでも改善が見られない場合は、指定を取り消すことがあります。

(5) インセンティブ・ペナルティ

次回の指定管理者の公募において、指定管理期間中における指定管理者のモニタリング評価結果を反映します。

【モニタリング評価の対象となる期間】

令和6年4月～令和11年3月

【モニタリング評価の基準】

①施設管理

- ア 施設の管理(責任)体制
- イ 適切な施設の維持管理

②施設運営

- ア 公平な運営
- イ 利用者サービス向上と利用促進への取組
- ウ 施設の利用状況
- エ 財団への協力
- オ 企画事業の取組
- カ 団体の経営状況

③その他

- ア 個人情報保護
- イ 近隣住民等との良好な関係
- ウ 環境への配慮
- エ その他

モニタリング評価	合計（満点）に対する加減点の率
A（非常に優れている）	- 5 % ~ + 5 %
B（優れている）	
C（標準）	
D（少し劣っている）	
E（劣っている）	

※ 応募書類の提出にあたっては、上記モニタリング評価の基準について、可能な限り定量的な目標を設定するとともに、指定管理業務の事業計画書に記載してください。

### 13 その他

#### (1) 関係法令の遵守

業務を遂行するうえで、関連する法令を必ず遵守する必要があります。

<地方自治法、労働関係法令、個人情報保護条例、暴力団排除条例等>

#### (2) 引継業務（現在の指定管理者から今回の公募において選定される指定管理者への引継）

引継業務の内容については、概ね次のとおりです。

- ① 従前の指定管理者からの管理・運營業務（文書や備品の引継も含む）の引継
- ② 事業計画書作成業務 など

※引継時には職員が立ち会います。

※現在の指定管理者の業務の視察を事前に行うことが可能です。（事前にスケジュール調整は必要です。）

※引継期間は令和6年3月1日～令和6年4月30日の間です。

※引継にかかる費用は原則、現指定管理者の負担ですが、新指定管理者の引継にかかる人件費は、新指定管理者に負担していただきます。

#### (3) 監査

- ① 指定管理者は、施設の設置者たる地方公共団体の事務を監査するのに必要な範囲で、調査の対象となり、帳簿書類その他の記録を提出しなければなりません。
- ② 議会から監査委員又は個別外部監査人に対し、地方公共団体の事務に関する監査の求めがあった場合においても、地方公共団体の事務を監査するのに必要な範囲で、指定管理者は出頭を求められ、調査の対象となり、帳簿書類その他の記録を提出しなければなりません。

#### (4) 公表・公開について

選定の過程や選定結果、指定管理者の評価の過程（評価委員会を開催した場合）や評価結果については、本市ホームページにて公表します。

また、提案書等市に提出する書類については、情報公開条例に基づく公開請求があった場合、情報公開条例第7条に掲げる非公開情報を除いて、全て公開します。

(5) 第三者への委託

清掃、警備といった個々の具体的業務を第三者に委託することは可能ですが、管理に関する業務を一括して第三者へ委託することは禁止されています。

なお、委託の相手方は、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止中又は排除措置中の者は委託先になることができません。

(6) 損害賠償と賠償責任保険

指定管理者の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合は、指定管理者に損害賠償義務が生じることから、指定管理者は、賠償責任保険へ加入してください。

加入していただく、保険の支払限度額等については協定で取り決めます。

(7) 施設・設備の維持管理

開館後、30年が経過しており、設備機器によっては、更新が必要となるものもでてきます。維持管理を行う上で、日常的な点検の他、定期点検などを通じ、劣化や破損等による障害の未然防止について、事業開始前に修繕計画を策定していただきます。指定管理者が変更になる場合は、引継ぎを行ったうえで計画を策定してください。

(8) パピオの管理者である西部ガス都市開発（株）との取り決め

練習場が入っているパピオは、西部ガス都市開発（株）のオーヴィジョンアイスアリーナ福岡やパピオボウル等と区分所有していることから、福岡市と西部ガス都市開発（株）の間で施設の管理運営等について管理規約による取り決めをしております。この取り決めに変更があった場合は、その変更に伴う管理運営を行う必要があります。管理範囲について、詳細は別紙管理運営仕様書及び業務一覧を参照してください。

(9) 問い合わせ先

<主催者及び事務局>

〒810-6120 福岡市中央区天神1-8-1（福岡市役所本庁舎14階）

経済観光文化局文化振興部文化施設課 山口・橋爪

電話：092-733-5113 Fax：092-733-5537

E-mail：bunkashisetsu.EPB@city.fukuoka.lg.jp

## 第5回文化振興部所管施設指定管理者選定委員会 議事要旨

- 1 日時：令和5年11月24日(金) 13:30-17:00
- 2 場所：福岡アジア美術館 8階会議室
- 3 出席者：選定委員会委員 5名 事務局 4名
- 4 議題：応募団体プレゼン及びヒアリングについて

(1) 千代音楽・演劇練習場ヒアリング	
	〔応募団体①〕
委員	共同事業体3社での事業の取組みはあるか。
応募団体	初めてではあるが、各々2社での事業連携は多数実績がある。
委員	共同事業体を組んだ理由は何か。
応募団体	当施設は、平成3年にパピオが開館後、第3セクター方式で運営してきた。その後、指定管理者として、練習場機能を主体と考え施設運営を行ってきた。今回、練習場機能だけではより良い施設にならないということで、企画事業に尽力し、音楽、芸術、芸能の幅広いジャンルを市民に提供するために、ノウハウのある企業と事業体を組むこととした。
委員	多数の幅広い企画事業を提案しているが、具体的な集客方法はどのようにするのか。
応募団体	公共施設や他指定管理者施設での広報を行うことで、文化芸術に興味のある方への周知は可能である。後々、メルマガ登録をし、個別に情報を提供するサービスを作っていきたいと考えている。 また、ウ社はメディア戦略が得意な団体であること、イ社がテレビ局とも繋がりがあることを活用して、話題性の大きいものはメディアを通して広報が可能であると考えている。
委員	特別職（文化芸術活動相談員、副館長、共創コネクター）はどの企業から配置する予定か。 併せて、この方たちが利用者に接する頻度は。



応募団体	<p>文化芸術活動相談員については、イ社、ウ社の職員を配置する。相談内容に合わせて2社で相談を受ける。副館長については、ア社の職員を配置する。共創コネクターについては、ウ社の職員を配置する。</p> <p>頻度に関しては、副館長は常勤職員としてシフトに入る。文化芸術活動相談員と共創コネクターについては、月1回程度と考えている。</p>
委員	<p>文化芸術活動相談員はどういった専門性を持っている職員なのか。幅広い相談に一人で対応できるのか。</p>
応募団体	<p>実際は一人の職員ではなく相談に応じた知見のある職員が対応する。例えば、仲間を増やしたい等のネットワーク関係の相談であれば、広報力のある職員に対応させ、発表会を行いたいという相談であれば、企画を提案できる職員に対応させる。</p> <p>〔応募団体②〕</p>
委員	<p>企画事業のキビるフェスの、「来場者アンケートの20%が、初めて当施設であること」の目標値の設定根拠は。</p>
応募団体	<p>過去にもキビるフェスの会場として当施設を活用してきたが、利用者から「練習場があることは知っているが、地下2階の大練習室を知らない」という声が多いと感じたためである。</p> <p>具体的には、舞台芸術の企画にアンテナを張っている人に対して、呼び込みをしやすい企画事業を指定管理期間の初期に企画し、周知をしたい。</p>
委員	<p>イ社の役割・関わり方のイメージがつかないので、教えてほしい。受付に舞台技術に精通したスタッフがいることは心強い反面、本施設に必ずしも必要かといえばそうではないと思う。意欲的な提案であることは理解しているが、共同事業体内の役割を説明してほしい。</p>
応募団体	<p>公演を増やしたいと考えているため、必ず舞台技術者が必要と考えている。公演の演出にかかる舞台技術の知見は当然のこと、費用を見積り、費用対効果を検討する役割を担う。そのため、今提案している企画事業を実現するためにはイ社は必要不可欠である。</p>

委員	子どもたちを集客するためには、学校や教育委員会との連携はどのように考えているか。
応募団体	<p>他施設で運営している中で、教育委員会や学校との連携は、本音は難しいと感じている。</p> <p>そのため、デイサービスとの連携を図りたいと考えている。デイサービスであれば民間同士であり、子どもたちに経験を味わわせたいというニーズとマッチしていると感じている。</p> <p>また、福岡市文化芸術振興財団と連携している実績もあるため、引き続き財団とも連携していきたい。</p> <p>〔応募団体③〕</p>
委員	統括責任者に文化関係者でなく、施設管理の経験者でないメディアの人員を配置した意図を教えてください。
応募団体	地域の文化に造詣が深い。地域コミュニティでの人脈が広いとため、統括責任者として配置した。
委員	企画事業を統括責任者と顧問を務める老舗出版社社長の2名で行うようだが、その他、外部委託はあるのか。2名で予算を全て執行するという認識なのか。
応募団体	外部委託は考えていない。
委員	企画事業が抽象的であるが、「地域文化の促進」とは具体的に何を行うのか。
応募団体	<p>統括責任者が地域の文化に造詣が深いとため、博多織、博多人形、博多祇園山笠、放生会、博多どんたく、筑前琵琶を具体的な例として発展させたいと考えている。</p> <p>催しとしては、筑前琵琶の演奏、管崎宮での公演を考えている。</p>
委員	実際に公演する際に、広報や当日のスタッフの人員配置、演奏者の招集等の様々な業務が発生すると思うが、多様な業務は誰が行うのか。

応募団体	地域の公民館等を巻き込んで行い、ボランティアの方に手伝ってもらおう予定である。
委員	「教育プログラムの展開」「教育プログラムの開発」と、教育についての記載があるが、本施設についてどのような需要があると考えているか。
応募団体	会社として学校に寄付しており、練習場での公演を行うことによって、その学生に対して一流のアーティストの音を聞いてもらうことは需要があると考えている。  〔応募団体④〕
委員	ア社は広島で文化施設の管理運営実績があるとの記載があるが、イ社と同事業体を組むこととなった理由は何か。
応募団体	ア社は広島に本社がある企業であり、広島を中心に維持管理や指定管理を行っている。現在、九州にも商業施設を出店しており、社内で掲げている地域貢献を目指すにあたって、九州でも役に立てることがないかと考え、応募した。 イ社と組む理由は、広島での実績はあるが、地域貢献に必要な地場での連携や実績を持っていたためである。
委員	企画事業の「新たな創作団体のインキュベーション施設へ」について、練習場を若手劇団のゆりかごにする取組みは良い。若手劇団を育成するのはイ社という認識でよいか。
応募団体	お見込みのとおりである。育成するというより、一緒に寄り添いながら行っていきたい。本施設は、舞台上で使用する道具を制作できる大道具室もあり、劇団を育成する環境が整っていると認識している。 具体的には、長期利用の申請ができるようにし、劇団が演劇を創作できる時間を設けたい。その際に助言を行っていきたい。
委員	活動指標及び成果指標の利用者目標について、平成 30 年のコロナ前の人数に戻し、それをさらに超えていくと記載がある。本施設は 8 割を超える稼

	働率があり、チャレンジングな目標だと思うが、どのように考えているのか。
応募団体	ア社は広報が強みで、大型商業施設と連携した広報が可能であり、施設全体でサークル及びイベントの告知を行うことで、サークルの人数を増やすことやイベントの集客ができる。
委員	<p>企画事業の劇団のインキュベーション施設は斬新で面白い。一方、本施設は音楽やダンスの利用者が多く、部屋数も多いことから幅広いジャンルの利用がある。</p> <p>音楽やダンス等の企画事業についても記載はあるが、貸館事業や企画事業で記載されているもの以外でどのような取組みを考えているのか。</p>
応募団体	演劇は唾を飛ばして演じるものであることから、音楽やダンスに比べコロナ禍の影響を大きく受け、衰退している。まずは演劇からと考えている。
	<p>(2) 千代音楽・演劇練習場の指定管理候補者について</p> <p>事務局の採点結果を委員へ報告し、採点結果を踏まえ、得点順に指定管理候補者とするについて、各委員の賛成が得られた。</p> <p>&lt;主な評価・意見&gt;</p> <p>[応募団体①]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同事業体で方針・スキル・ノウハウを共有し、役割が縦割りにならない管理体制を構築する提案となっていた。</li> <li>・文化芸術活動相談員などを配置し、利用者へのサービス向上に繋がる提案となっていた。</li> <li>・共同事業体を組むことで、企画事業の部分を強化するという意欲を感じる提案となっていた。</li> <li>・意欲的で華やかな企画事業だが、現実的な実行可能性や継続性がやや弱く不安である。</li> <li>・構成団体は全て地場企業であり、本市の活性化につながる。</li> </ul> <p>[応募団体②]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・派手さはないが、現実的で実現性が高く、確実に集客し一定の成果をあげられる提案だと感じた。</li> </ul>

- 
- ・全体的なバランスは良いが、平均的な提案であり、特徴が欲しかった。
  - ・企画事業について、本施設でどのような事業が求められているのか、必要性があるのか、もう少し理解した提案であれば評価できた。

〔応募団体③〕

- ・提案書、プレゼンともに抽象的で、具体的に提案できる内容を強調してほしかった。
- ・音楽や演劇を行い、企画事業を実施する施設を管理運営する上で、どのような人材が必要で、どんな事業を行うのか、もう少し理解してほしい。
- ・得意分野である管理運営の項目だけでも強みを提案してほしい。

〔応募団体④〕

- ・全体的な経費節減の取組みがよく考えられていた。
- ・企画事業について、強みである演劇の部分を前面に出した具体的な提案であった。
- ・企画事業のインキュベーション施設の提案は実現性が低く、また、本施設の主要利用者層である音楽やダンスの企画事業がやや希薄だった。
- ・企画事業のPR・広報活動について、各種メディアや大型商業施設を活用するなど、具体的で実現性の高い提案であった。
- ・全ての構成団体が文化施設の指定管理経験を有しており、その実績は評価できる。

— 終 了 —